

事務事業名		気仙地域産業活性化協議会負担金		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業																									
政策体系	政策名	011 豊かな市民生活を実現する産業の振興		事業期間																									
	施策名	016 雇用の創出と安定																											
	基本事業名	011 働く場の確保		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 年度～)																									
根拠法令				☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																									
所属	部課名	港湾経済部企業立地港湾課		予算科目 会計 款 項 目 事業 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)																									
	課長名	武田英和																											
	係名	企業立地係	電話 0192-27-3111																										
	担当者	山本淳一	内線 118																										
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 気仙地域産業活性化協議会への負担金事業 気仙地域の産業振興と新たな雇用の創出を図るため、基本計画で集積業種とした「食品産業」「木材産業」及び「港湾関連産業」分野の人材育成に重点的に取り組むとともに、関連企業の立地を積極的に推進するものである。 事業費は、協議会への負担金として支出されている。																													
全体計画(※期間限定複数年度のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="5">事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計(A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>						総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源		事業費計(A)	0	人件費	正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計(B)	0	トータルコスト(A)+(B)		0
総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金																											
		都道府県支出金																											
		地方債																											
		その他																											
		一般財源																											
	事業費計(A)	0																											
	人件費	正規職員従事人数																											
延べ業務時間																													
人件費計(B)		0																											
トータルコスト(A)+(B)		0																											

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

基本計画で集積業種とした「食品産業」「木材産業」及び「港湾関連産業」分野の人材養成事業、学校の企業等視察の支援、教員へのキャリア教育研修など

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

当協議会の設置に係る根拠法である企業立地促進法が地域未来投資促進法へ改正され、基本計画の計画期間が平成29年度末で終了していることから、平成30年度中に本事業を廃止する方向で構成団体で協議する。

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

気仙管内の企業及び高校生

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

基本計画で集積業種とした「食品産業」「木材産業」及び「港湾関連産業」の企業誘致につながる地域の人材養成を図る。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

就労の場が確保される。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 人材養成事業の開催回数	回
イ	
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 参加企業	社
キ 参加高校生	人
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 人材養成事業への参加人数	人
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

			単位	年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円						
			都道府県支出金	千 円						
			地方債	千 円						
			その他	千 円						
			一般財源	千 円	25	25	25	25		
			事業費計 (A)	千 円	25	25	25	25		
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2		
			延べ業務時間	時 間	180	180	180	180		
			人件費計 (B)	千 円	720	720	720	720		
			トータルコスト(A)+(B)	千 円	745	745	745	745		
⑤活動指標	ア	回			1					
	イ									
	ウ									
⑥対象指標	カ	社	0	0	5	50				
	キ	人	150	150	120	200				
	ク									
⑦成果指標	サ	人	150	150	376	200				
	シ									
	ス									

事務事業ID	1358	事務事業名	気仙地域産業活性化協議会負担金
--------	------	-------	-----------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化への取り組みに寄与するため、平成19年度に気仙2市1町、大船渡地域振興センター（旧大船渡地方振興局）、商工業団体により気仙地域産業活性化協議会が設置され、目的に賛同し参画した。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 企業立地促進法の施行（平成19年6月11日施行）に伴い、県内他地域においても地域協議会が設置され、全市町村が参画している。
 当協議会が当初策定した計画の期間は平成20年度から24年度までの5年度間であり、平成25年度を初年度（終期29年度）とした新たな基本計画を策定し、大臣同意を得た。
 平成29年4月1日から地域未来投資促進法に改正となり、名称変更のほか制度内容の見直しが行われ、対象業種が拡大した。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
 特になし

2 評価の部(SEE)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 企業誘致と地域産業の振興は、地域経済の活性化の両輪であり、必要不可欠である。 地域の人材養成を図ることは、就労場の確保（獲得）に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 地域経営の根幹は、一義的に基礎的自治体である市が行うものであるため。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 気仙地域の産業振興を目的としており、対象については限定・追加する必要はない。 地域産業の人材養成を図り、企業誘致に結びつけるためのものであり、意図についても限定・拡充する必要はない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 東日本大震災により、協議会の予算を削減していることから、企業訪問などから得られたニーズを的確に反映させ、事業の成果を維持する。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響無 ⇒【理由】 ☐ 影響有 ⇒【その内容】 当協議会の設置に係る根拠法である企業立地促進法が地域未来投資促進法へ改正されたため、本事業が廃止された場合に、不利益を被る事業者等はいない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 協議会の運営のため県及び気仙3市町が負担金を支出するものだが、東日本大震災後であることから、協議会の事業費を削減しており、これ以上の削減の余地はない。
	⑦ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 2名の職員で事務事業を分担して行っており、削減の余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業費は、気仙地域産業活性化協議会の運営に対する負担金であり、特定の受益者につながる支出ではない。

3 今後の方向性（次年度計画と予算への反映）(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																					
1 現状維持 2 改革改善（縮小・統合含む） ③ 終了・廃止・休止	当協議会の設置に係る根拠法である企業立地促進法が地域未来投資促進法へ改正されたため、平成30年度中に本事業を廃止する方向で構成団体で協議する。その場合において、不利益を被る事業者等はいない。	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 （終了・廃止・休止の場合は記入不要）																					
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持			×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持			×																			
	低下		×	×																			

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 2 改革改善（縮小・統合含む） ③ 終了・廃止・休止	協議会の根拠となる法律が平成29年4月、地域未来投資促進法に改正されたこと、及び基本計画が平成29年度をもって期間満了となったことから、本協議会を廃止する方向で協議を進める。